

武蔵野市一般職の職員の期末手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則

武蔵野市一般職の職員の期末手当の支給に関する規則（令和3年12月武蔵野市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(在職期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（ア及びイに掲げるものを除く。）中の職員として在職した期間 5割</u></p> <p><u>ア 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して9週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して9週間を</u></p>	<p>(在職期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>号の削除</p>

<p><u>経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3 武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）第4条又は第13条の規定により割り振られた正規の勤務時間の一部において、前項第7号に掲げる事由により勤務しないときは、勤務しなかった回数につき3分の1日の期間を除算する。</p> <p><u>第1号様式</u>（別添1のとおり）</p>	<p>(6) (略)</p> <p>3 武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）第4条又は第13条の規定により割り振られた正規の勤務時間の一部において、前項第6号に掲げる事由により勤務しないときは、勤務しなかった回数につき3分の1日の期間を除算する。</p> <p><u>第1号様式</u>（別添2のとおり）</p>	<p>号の繰上げ</p> <p>字句の改正</p> <p>様式の改正</p>
---	---	--

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正は、令和7年12月2日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。